

目次

第一条関係

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）……………1
○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十九条の消防施設等を定める政令（平成七年政令第四十八号）（抄）……………1

第二条関係

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）……………2
○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）（抄）……………2
○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第一項の特定被災地方公共団体である市町村を定める政令（平成七年政令第四十号）（抄）……………2
○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十九条の消防施設等を定める政令（平成七年政令第四十八号）（抄）……………2

○緊急消防援助隊に関する政令（平成十五年政令第三百七十九号）（抄）……………2
○消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）（抄）……………3
○消防施設強化促進法施行令（昭和二十八年政令第二百二十四号）（抄）……………3

第三条及び第四条関係

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）……………4
○地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）……………4

第五条関係

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄）……………6
○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）……………6
○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）……………12
○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）……………13
○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）（抄）……………15

第六條關係

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄） 16

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（抄） 17

○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）（抄） 18

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄） 18

第一条関係

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）

（市町村の仮庁舎の建設等に要する経費の補助）

第六条 国は、特定被災地方公共団体である市町村（東日本大震災により主たる事務所の庁舎が使用できず、又は総務省令で定める応急の修繕を要する状態となったものに限る。）に対し、次に掲げる経費について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一 主たる事務所の庁舎に代えて一時的に事務所として使用する仮設の建築物の建設及び当該建築物において使用する政令で定める情報システム（以下この条において「補助対象情報システム」という。）の整備に要する経費

二 主たる事務所の庁舎以外の建築物を主たる事務所の庁舎に代えて一時的に事務所として使用するために必要な改修及び当該建築物において使用する補助対象情報システムの整備に要する経費

三 主たる事務所の庁舎の応急の修繕及び当該庁舎において使用していた補助対象情報システムの応急の復旧に要する経費

○ 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十九条の消防施設等を定める政令（平成七年政令第四十八号）（抄）

（法第七十九条の消防施設）

第一条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第七十九条の政令で定める消防の用に供する施設は、消防活動の拠点となる施設で総務大臣が財務大臣と協議して定めるもの及び防火水槽とする。

第二条関係

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）

（消防施設の復旧に要する経費の補助）

第七条 国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体である市町村の加入する地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災により被害を受けた消防の用に供する施設であつて政令で定めるものの復旧に要する経費について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定被災地方公共団体」とは、兵庫県及び阪神・淡路大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

2（略）

（消防施設の復旧に要する経費の補助）

第七十九条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、当該市町村が行う阪神・淡路大震災により被害を受けた消防の用に供する施設であつて政令で定めるものの復旧に要する経費について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第一項の特定被災地方公共団体である市町村を定める政令（平成七年政令第四十号）（抄）

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第一項の政令で定める市町村は、豊中市、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市及び川西市並びに兵庫県津名郡津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町及び東浦町並びに三原郡緑町とする。

○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十九条の消防施設等を定める政令（平成七年政令第四十八号）（抄）

（法第七十九条の消防施設）

第一条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第七十九条の政令で定める消防の用に供する施設は、消防活動の拠点となる施設で総務大臣が財務大臣と協議して定めるもの及び防火水槽とする。

○緊急消防援助隊に関する政令（平成十五年政令第三百七十九号）（抄）

（施設整備に係る国庫補助）

第六条 法第四十九条第二項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車その他の消防用自動車
- 二 航空機及び消防艇

三 救助用資機材、救急用資機材その他の消防用資機材

四 消防救急デジタル無線設備(消防活動に係るデジタル信号による通信を行うための無線設備をいう。)その他の消防に関する情報通信を行うための施設

2 法第四十九条第二項の規定により国が行う補助の割合は、前項に掲げる施設の種類及び規格ごとに総務大臣が定める基準額の二分の一とする。

○消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)(抄)

(国の補助)

第二条 国は、消防の用に供する施設(以下「消防施設」という。)を購入し、又は設置しようとする市町村に対し、その費用の一部を補助することができる。

(補助の対象)

第三条 この法律の規定により国が補助を行うことができる消防施設は、消防の用に供する機械器具及び設備で政令で定めるものとする。
(基準額及び補助率)

第四条 前条の規定により国が行う補助は、予算の範囲内で、基準額の三分の一以内とする。

2 (略)

○消防施設強化促進法施行令(昭和二十八年政令第二百二十四号)(抄)

消防施設強化促進法(以下「法」という。)第三条の規定により国が補助を行うことができる消防施設は、次に掲げるものとする

一 機械器具

消防ポンプ自動車、手引動力ポンプ及び小型動力ポンプ

二 設備

火災報知機、消防専用電話装置及び防火水そう

第三条及び第四条関係

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）
（地方債の特例）

第八条 次に掲げる場合においては、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるものは、平成二十三年度及び平成二十四年度以降の年度であつて政令で定める年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二 東日本大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもって引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

第九条 地方公共団体は、平成二十三年度において、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。次条において「地方税法改正法」という。）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第 号。同条において「震災特例法」という。）の施行による個人の道府県民税又は市町村民税、個人が行う事業に対する事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、土地及び家屋に対して課する固定資産税、都市計画税並びに軽自動車税並びに自動車取得税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。次条において同じ。）に係る同年度の減収額を埋めるため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、同年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもって引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

○地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）
（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合

二 出資金及び貸付け金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）

三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

第五条関係

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）

（地共済法の退職共済年金の決定の特例）

第十五条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下この条から第二十一条までにおいて「地共済法」という。）第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地共済法二十七条第一項に規定する全国市町村職員共済組合連合会）は、平成二十三年三月一日から第九十六条に規定する厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る地共済法第七十八条の定による退職共済年金を受ける権利については、その権利を有する者の地共済法第四十三条第一項の請求がない場合であつても、必要があると認めるときは、同項の決定を行うことができる。

一 第九十六条第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に地共済法附則第十九条の規定による退職共済年金その他の政令で定める給付を受ける権に係る決定を受けたこと。

（老齢厚生年金の裁定の特例）

第九十六条 厚生労働大臣は、平成二十三年三月一日から第一号に規定する厚生労働大臣が定める区域における災害の復旧の況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間に六十五歳に達する者であつて次の各号のいずれにも該当するものに係る生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金を受ける権利については、その権利を有する者の同法第三十三条の請がない場合であつても、必要があると認めるときは、同条の裁定を行うことができる。

一 特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める区域に住所を有すること。

二 平成二十三年三月十一日前に厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金その他の政令で定める給付を受け権利に係る裁定を受けたこと。

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（抄）

（退職共済年金の受給権者）

第七十八条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規する保険料免除期間及び同法 附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五以上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職しとき。

二 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間が二十五年以上である者となつたとき。

2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十五歳以上であること。

- 二 一年以上の組合員期間を有すること。
- 三 組合員期間等が二十五年以上であること。

附 則

(退職共済年金の支給の繰上げ)

第十八条の二 当分の間、次に掲げる者であつて、次条各号のいずれにも該当するもの(国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でないものに限る。)は、六十五歳に達する前に退職共済年金の支給を組合(市町村職員共済組及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。附則第二十四条の二、附則第二十六条、附則第二十八条の二及び附則二十八条の三において同じ。)に請求することができる。

- 一 特定警察職員等(警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員(これらの者のうち政令で定める級以下の階級である者に限る。以下この号及び附則第二十五条第三項において同じ。))である組合員又は組合員であつ者のうち、次条各号のいずれにも該当するに至つたとき(そのときにおいて既に退職している者にあつては、当該退職とき)において、引き続き二十年以上警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職してた者その他これらに準ずる者として政令で定める者をいう。以下同じ。)以外の者で昭和三十六年四月二日以後に生まれたもの

- 二 特定警察職員等である者で昭和四十二年四月二日以後に生まれたもの

257 (略)

(退職共済年金の特例)
第十九条 当分の間、六十五歳未満の者(前条第一項各号に掲げる者を除く。)が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

- 一 六十歳以上であること。
 - 二 一年以上の組合員期間を有すること。
 - 三 組合員期間等が二十五年以上であること。
- 第十九条の二 次の表の上欄に掲げる者(特定警察職員等を除く。)について前条の規定を適用する場合には、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十二年四月二日から昭和三十四年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

2 特定警察職員等である者で次の表の上欄に掲げる者であるものについて前条の規定を適用する場合には、同条第一号 中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和三十四年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	六十一歳
昭和三十六年四月二日から昭和三十八年四月一日までの間に生まれた者	六十二歳
昭和三十八年四月二日から昭和四十年四月一日までの間に生まれた者	六十三歳
昭和四十年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	六十四歳

(特例による退職共済年金の支給の繰上げの特例)

第二十四条の二 附則第十九条の二各項に規定する者(附則第二十五条第二項又は第三項の規定の適用を受ける者を除く。)あつて、附則第十九条各号のいずれにも該当するもの(国民年金法附則第五条第一項の規定による国民年金の被保険者でいものに限る。)は、それぞれ附則第十九条の二各項の表の下欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金の支給を組合に求することができる。

2 (略)

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に退職共済年金を支給する。この場合においては、第七十八条及び附則第十九条の規定は、適用しない。

4 10 (略)

(特例による退職共済年金の支給の繰上げ)

第二十六条 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上に掲げる者の区分に同じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に同じ同表の下欄に掲げ年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、項から第四項までの規定の適用がある場合を除き、附則第十九条の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第三の上欄に掲げ者の区分に同じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に同じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、次項及び第四項の規定適用がある場合を除き、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二規定は、適用しない。

3 当分の間、警察官又は皇宮護衛官(これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この項においてじ。)である組合員であつた者のうち、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、退職の時まで引き続き二十年以上警官又は皇宮護衛官として在職していた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、附則別表第四の上欄に掲げるの区分に同じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由より退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に同じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しない。

4 当分の間、消防吏員又は常勤の消防団員(これらの者のうち政令で定める階級以下の階級である者に限る。以下この項において同じ。)である組合員であつた者のうち、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、退職の時まで引き続き二十年以上消防吏員又は常勤の消防団員として在職して

いた者その他これらに準ずる者として政令で定める者が、附則別表第五の欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十九条及び附則第二十四条の二の規定は、適用しない。

5 第一項から前項までの規定による退職共済年金の額は、第七十九条及び第八十条の規定にかかわらず、附則第二十条の二二項の規定の例により算定した金額又は附則第二十四条第一項の規定の例により算定した金額（その額が同項の規定の例よることにより附則第二十条の二第二項の規定により算定した金額を含むものに限る。）から、その額の百分の四に相当する金額に附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢と当該退職共済年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とする。

6 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は前項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十六条第六項において準用する前条第三項」と、「前条の」とあるのは「附則第二十六条第五項の規定並びに同条第項において準用する前条第二項及び第三項」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

7 前項において準用する第八十条第一項の規定により加給年金額に加算された退職共済年金については、当該退職共済年金受給権者が、その者に係る附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢に達するまでの間は、同項の規定により加算される部分の支給を停止する。

8 第一項から第四項までの規定による退職共済年金に係る第七十六条及び第八十一条の規定の適用については、第七十六条二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十六条第五項においてその例によものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額」と、第八十一条第二項中「給権者」とあるのは「受給権者（六十歳以上である者に限る。）」と、「相当する部分、第八十条第一項に規定する加給金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十六条第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額」とあるのは「附則第二十条第五項においてその例によものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に係る附則第二十六条第五項の定による減額後の額、附則第二十四条第一項に規定する特例加算額に係る附則第二十六条第五項の規定による減額後の額及び同条第六項において準用する第八十条第一項に規定する加給年金額」と、同条第七項及び第八項中「第八十条第一項」とあるのは「附則第二十六条第六項において準用する第八十条第一項」とする。

9 附則第二十二條、附則第二十五條の五第一項、第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに附則第二十五條の七第一項の定は、第一項から第四項までの規定により支給する退職共済年金について準用する。この場合において、附則第二十五條五第二項中「次の各号のいずれかに該当するものに限る」とあるのは「その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれ者であるものに限る」と、「相当する部分」とあるのは「係る附則第二十六條第五項の規定による減額後の額」と、同条三項中「前項各号のいずれかに該当するものに限る」とあるのは「その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者あるものに限る」と、「附則第二十五條の二第四項、附則第二十五條の三第四項及び第七項並びに附則第二十五條の四第

項及び第七項」とあるのは「附則第二十六条第八項」と、「金額及び」とあり、及び「金額並びに」とあるのは「金額と、附則第二十五条の七第一項中「附則第十九条」とあるのは「附則第二十六条第一項から第四項まで」と、「附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項又は附則第二十五条の四第三項」とあるのは「附則第二十六条第六項」読み替えるものとする。

10 第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者であった者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金の算定については、第七十九条第一項又は第二百二条第一項の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により定めた金額からその金額に、第五項の規定により減じるべきこととされた金額をその算定の基礎となつた同項においてそれによるものとされた附則第二十条の二第二項第二号及び第三号に掲げる金額の合算額又は当該合算額に特例加算額を加した金額で除して得た割合を乗じて得た金額を減じた金額とする。

11 前各項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定による退職共済年金の受給権者で六十五歳に達する前に再び組員となつた者に対してこの法律を適用する場合における必要な技術的読替え及びこれらの規定による退職共済年金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

12 第一項及び第五項から前項までの規定は、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者うち昭和十五年七月一日以前に生まれたもの（第一項から第四項までの規定の適用を受ける者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。）」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十五歳に達した後六十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これに準ずる者として政令で定める者のうち、昭和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。）」と、第項及び第七項中「附則別表第二から附則別表第五までの上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢」とるのは「六十歳（第四項に規定する消防吏員又は常勤の消防団員その他これらに準ずる者として政令で定める者のうち、和十一年七月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十八歳とし、昭和十三年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者にあつては五十九歳とする。）」と読み替えるものとする。

附則別表第二 (附則第二十五条、附則第二十六条関係) (昭六〇)

法一〇八・全改、平二二法三二・旧附則別表第二(繰下)

昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

附則別表第三 (附則第二十五条、附則第二十六条関係) (昭六〇)

法一〇八・全改、平元法九六・一部改正、平二二法三二・旧附則別表第二(繰下)

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	四十六歳
昭和六十一年七月一日から平成元年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十七歳
平成元年七月一日から平成四年六月三十日までの間に退職した者又は昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	四十八歳
平成四年七月一日から平成七年六月三十日までの間に退職した者又は昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	四十九歳

附則別表第四 (附則第二十五条、附則第二十六条関係) (昭六〇)

法一〇八・追加、平元法九六・一部改正、平二二法三二・旧附則別表第三(繰下)

昭和六十一年四月一日から平成元年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和七年四月一日以前に生まれた者	五十五歳	五十歳
平成元年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和七年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	五十六歳	五十一歳
平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和九年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
平成七年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和十一年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
平成十年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和十三年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

附則別表第五 (附則第二十六条関係) (昭六〇法一〇八・追加、平元法九六・一部改正、平二二法三二・旧附則別表第四(繰下))

法一〇八・追加、平元法九六・一部改正、平二二法三二・旧附則別表第四(繰下)

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十五歳	四十六歳
昭和六十一年七月一日から平成元年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和五年七月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	五十五歳	四十七歳
平成元年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和七年四月二日から同年七月一日までの間に生まれた者	五十六歳	四十七歳
平成元年七月一日から平成四年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和七年七月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	五十六歳	四十八歳
平成四年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和九年四月二日から同年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十八歳
平成四年七月一日から平成七年三月三十一日までの間に退職した者又は昭和九年七月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十九歳
平成七年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和十一年四月二日から同年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	四十九歳

○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

附 則

（特定警察職員等の範囲）

第三十条の二の十五 法附則第十八条の二第一項第一号並びに附則第二十六条第三項及び第四項に規定する政令で定める階は、警察官にあつては警部と、皇宮護衛官にあつては皇宮警部と、消防吏員にあつては消防司令と、常勤の消防団員にあつては副団長とする。

2 法附則第十八条の二第一項第一号に規定する政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員（これらの者のうち前項に規定する階級以下の階級ある者に限る。以下この号及び次号並びに附則第三十条の四第一項において「特定階級職員」という。）であつた者でその者の事情によらないで、引き続き特定階級職員以外の職員となり、更に引き続いて特定階級職員となり、法附則第九条各号のいずれにも該当するに至つたもの又は退職したもののうち、前後の特定階級職員であつた期間を合算した期が二十年以上となる者

二 昇任により特定階級職員以外の警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員となつた日において法附則第十九条各号のいずれにも該当するに至つた者又は退職した者で、当該昇任がなかつたとしたならば当該日まで引き続き二十年以上特定階級職員として在職していたこととなるもの

（その者の事情によらないで退職した者の範囲）

第三十条の三 法附則第二十五条第二項及び附則第二十六条第二項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤務するとを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

二 定員の減少若しくは組織の改廃又は勤務公署（これに準ずるものを含む。）の移転により退職した者

第三十条の四 法附則第二十五条第三項並びに附則第二十六条第三項及び第四項に規定する退職の時まで引き続き二十年以上これらの規定に規定する警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員として在職していた者に準ずる者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 特定階級職員であつた者で、その者の事情によらないで、引き続き特定階級職員以外の職員となり、更に引き続いて定階級職員となり退職したもののうち、前後の特定階級職員であつた期間を合算した期間が二十年以上となる者

二 昇任により特定階級職員以外の警察官若しくは皇宮護衛官又は消防吏員若しくは常勤の消防団員となつた日において職した者で、当該昇任がなかつたとしたならば当該退職の時まで引き続き二十年以上特定階級職員として在職していたこととなるもの

2 法附則第二十五条第三項並びに附則第二十六条第三項及び第四項に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものは、前条各号に掲げる者とする。

3 自衛官であつた組合員に対する法附則第二十五条及び附則第二十六条の規定の適用については、その者が自衛官（防衛大校の学生又は防衛医科大学校の学生を含む。）であつた間、法附則第二十五条第三項又は附則第二十六条第三項に規定す警察官若しくは皇宮護衛官として在職していたものとみなす。

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（退職共済年金の受給権者）

第七十六条 組合員期間を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に退職共済年金を支給する。

- 一 組合員期間等（組合員期間、組合員期間以外の国民年金法第五条第二項に規定する保険料納付済期間、同条第三項に規する保険料免除期間及び同法附則第七条第一項に規定する合算対象期間を合算した期間をいう。以下同じ。）が二十五年上である者が、退職した後に組合員となることなくして六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したとき。
- 二 退職した後に六十五歳に達した者又は六十五歳に達した日以後に退職した者が、組合員となることなくして組合員期間が二十五年以上である者となつたとき。
- 2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。
 - 一 六十五歳以上であること。
 - 二 一年以上の組合員期間を有すること。
 - 三 組合員期間等が二十五年以上であること。

附 則

（退職共済年金の特例）

第十二条の三 当分の間、六十五歳未満の者（昭和三十六年四月二日以後に生まれた者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

- 一 六十歳以上であること。
- 二 一年以上の組合員期間を有すること。
- 三 組合員期間等が二十五年以上であること。

（特例による退職共済年金の支給の繰上げ）

第十二条の八 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第一の欄に掲げる者の区分に応じ同表の欄に掲げる年齢に達する前に退職した場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を連合会に申し出たときは、次項の規定の適用がある場合を除き、附則第十二条の三の規定にかかわらず、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、同条の規定による退職共済年金は、支給しない。

2 当分の間、組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、組合員期間が二十年以上である者が、附則別表第二の上欄に掲げ者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢に達する前にその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理により退職した者が政令で定めるものに該当する場合において、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢に達する前に退職共済年金を受けることを希望する旨を連合会に申し出たときは、その者に退職共済年金を支給する。この場合においては、附則第十二条の三及び第十二条の六の二の規定は、適用しない。

附則別表第一（附則第十二条の七、附則第十二条の八関係）（昭

六〇法一〇五・全改

昭和五年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和五年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和七年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和九年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

附則別表第二（附則第十二条の七、附則第十二条の八関係）（昭

六〇法一〇五・全改、平元法九三・一部改正

昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五十九年七月一日以前に生まれた者	五十六歳	四十六歳
昭和六十一年七月一日から平成元年六月三十日までの間に退職した者又は昭和五十九年七月二日から昭和七年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	四十七歳

平成元年七月一日から平成四年六月三十日までの間に退職した者又は昭和七十年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	四十八歳
平成四年七月一日から平成七年六月三十日までの間に退職した者又は昭和九十年七月二日から昭和十一年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	四十九歳

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

（受給権者）

第四十二条 老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときに、その者に支給する。

一 六十五歳以上であること。

二 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であること。

附 則

（老齢厚生年金の特例）

第八条 当分の間、六十五歳未満の者（附則第七条の三第一項各号に掲げる者を除く。）が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の被保険者期間を有すること。

三 第四十二条第二号に該当すること。

第六条関係

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）

（財政再生計画）

第八条 地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率（以下「再生判断比率」という。）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政の再生のための計画（以下「財政再生計画」という。）を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に財政再生計画を定めている場合は、この限りでない。

2、4 略

（財政再生計画の策定手続等）

第九条 財政再生計画は、地方公共団体の長が作成し、議会の議決を経て定めなければならない。財政再生計画を変更する場合も、同様とする。

2 地方公共団体は、財政再生計画を定めたときは、速やかに、これを公表するとともに、総務大臣に（市町村及び特別区にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）報告しなければならない。

3 前項の規定は、財政再生計画を変更した場合（政令で定める軽微な変更をした場合を除く。）について準用する。

4 財政再生計画を定めている地方公共団体（以下「財政再生団体」という。）の長は、財政再生計画に基づいて予算を調製しなければならない。（財政再生計画の同意）

第十条 地方公共団体は、財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に（市町村及び特別区にあつては、都道府県知事を通じて総務大臣に）協議し、その同意を求めることができる。

2 総務大臣は、財政再生計画について同意をするかどうかを判断するための基準を定め、これを公表するものとする。

3 総務大臣は、第一項の規定による協議を受けた財政再生計画が、前項の基準に照らして適当なものであると認められるときは、これに同意するものとする。

4 総務大臣は、第二項の基準の作成及び前項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 地方公共団体は、第三項の同意を得たときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

6 地方公共団体は、第三項の同意を得ている財政再生計画を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がないときは、事後において、遅滞なく、その変更について総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

（地方債の起債の制限）

第十一条 地方公共団体は、再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上であり、かつ、前条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。）の同意を得ないときは、地方財政法その他の法律の規定にかかわらず、地方債をもつてその歳出の財源とすることができない。ただし、災害復旧事業費の財源とする場合その他の政令で定める場合においては、この限りでない。

（地方債の起債の許可）

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならぬ。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2 財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている財政再生団体についての前項の許可は、当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に関する計画その他の地方債に関連する事項及び当該財政再生計画の実施状況を勘案して行うものとする。

3 地方財政法第五条の三第三項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（抄）

（同意を得ていない地方公共団体が地方債を起こすことができる場合）

第十三条 法第十一条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定により、地方公共団体が地方債をもってその財源とすることができる場合

三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第百七十条第一項の規定により、地方公共団体が地方債をもってその財源とすることができる場合

四 災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業、災害に伴う緊急の砂防又は治山のための事業その他災害復旧事業に準ずる事業で国の負担金、補助金その他これに類するものを伴うものに要する経費の財源とする場合

五 国が地方公共団体に負担金を課して直轄で行う事業に要する経費の財源とする場合

六 地方債の借換えで総務省令で定めるもののために要する経費の財源とする場合

（財政再生団体に係る地方債の許可手続）
第十四条 法第十三条第一項（第二十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、地方財政法施行令第二条第二項に規定する事業区分ごとに申請書を作成し、総務大臣の定める期間内に、これを総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、法第十三条第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。ただし、当該許可に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

附 則

（平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度における地方債を起こすことができる場合の特例）

第十条 平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次

に掲げる場合及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）（抄）
（地方債の特例）

第八条 次に掲げる場合においては、東日本大震災により被害を受けた地方公共団体でその区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるものは、平成二十三年度及び平成二十四年度以降の年度であつて政令で定める年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二 東日本大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもって引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

第九条 地方公共団体は、平成二十三年度において、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。次条において「地方税法改正法」という。）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第 号。次条において「震災特例法」という。）の施行による個人の道府県民税又は市町村民税、個人が行う事業に対する事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、土地及び家屋に対して課する固定資産税、都市計画税並びに軽自動車税並びに自動車取得税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。次条において同じ。）に係る同年度の減収額を埋めるため、地方財政法第五条の規定にかかわらず、同年度の減収額を勘案して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

2 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が財政融資資金をもって引き受けるものとする。

3 第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法は、政令で定める。

○地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

附 則

（平成二十三年度から平成二十五年度までの間における地方債の特例等）

第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十三年度から平成二十五年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起す地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の三第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により地方公共団体が起すことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。